

忌避申立理由書提出に当たってのコメント

2017年7月10日

大飯原発訴訟福井弁護士団 団長 島田 広

当弁護士団は、本日、忌避申立理由書を名古屋高等裁判所金沢支部に提出しました。

前日期日における、内藤正之裁判長以下3名の裁判官による一審原告側の証拠請求却下は、島崎邦彦氏の証言（4月24日に実施）によって大飯原発の安全性や安全審査の信頼性に関する一審被告の主張が根本から打ち砕かれかけた状況において、この島崎証言を裏付ける重要証人・証拠の申請を却下したものであり、真実の解明に背を向ける行為であるとともに、客観的にみて、崖っぷちに立たされた一審被告への救済策にほかならない、きわめて不公正な訴訟指揮といえます。

今回の忌避申立理由書は、こうした裁判官らの不公正な訴訟指揮が、民事訴訟法第24条第1項に定められた「裁判の公正を妨げるべき事情」という裁判官忌避の要件に当たることを主張しています。

忌避申立理由書の19頁以下にも記載しましたが、福島第一原発事故前に、裁判所は行政による安全審査に追随するばかりでまともに住民側の主張を取り上げず、結果として福島を事故を防げませんでした。裁判所による今回の不公正な訴訟指揮は、この福島を反省を忘れる暴挙であり、「裁判所は再び原子カムラに与するのか」との国民の強い怒りを買うことは必定といえます。

今回の忌避審を通して、裁判所が、福島を事故を防げなかった反省に立ち返り、住民側の主張立証にも耳を傾ける公正な立場で裁判を行うようになるよう、力を尽くしたいと思います。